様式第２号（第５条関係）

発　言　者・会　議　の　て　ん　末・概　要	
野口課長補佐	皆様、こんにちは。 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 定刻より少し早いのですが、欠席のご連絡をいただいている方以外の出席が確認できましたので、ただ今から、「令和３年度第３回久喜市都市計画審議会」を開会いたします。 私は、本日の司会を務めさせていただきます、建設部都市計画課の野口でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。 会議に先立ちまして、新型コロナウイルスの感染症予防のため、皆様には、マスクの着用と手指の消毒にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。 また、皆様が使用するマイクにつきましても、その都度、消毒いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。 さらに、会議中におきましては、室内を常に換気するため、窓や出入口の一部を開けることについて、ご理解くださいますようお願いいたします。 本日の審議会につきましては、伊勢委員、横山委員から欠席のご連絡をいただいております。そのため、出席者数は委員定数１５人のうち１３人でございます。 委員の半数以上の方にご出席いただいておりますので、久喜市都市計画審議会条例第６条第２項に規定する、会議の開催要件を満たしていることをご報告申し上げます。 続きまして、会議に移る前に、会議の公開及び会議録の作成等について、

野口課長補佐　　ご説明いたします。

本市は、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、会議は原則公開とし、どなたでも傍聴することが可能でございます。なお、本日の傍聴者は、お一人でございます。

また、公開される会議は、会議録を作成し、閲覧に供することとしておりますことから、本日の会議を記録するため、録音及び写真撮影を行うことにつきまして、ご了承いただきたいと存じます。

なお、会議録の作成形式は、全文記録とし、会議録の確認及び署名につきまして、高沢会長にお願いしたいと存じます。

続きまして、次第２の「あいさつ」でございます。高沢会長から、ご挨拶をいただきたいと存じます。

高沢会長　　【　高沢会長　挨拶　】

野口課長補佐　　ありがとうございました。

続きまして、梅田市長より、ご挨拶を申し上げます。

梅田市長　　【　梅田市長　挨拶　】

野口課長補佐　　ありがとうございました。

続きまして、次第３の「諮問及び意見聴取」でございます。

恐れ入りますが、高沢会長と梅田市長におかれましては、机の前にご移動をお願いいたします。

【　梅田市長が諮問書を読み上げ、高沢会長に手渡す　】

野口課長補佐　　ありがとうございました。

それでは、席にお戻りください。

大変申し訳ございませんが、梅田市長におかれましては、公務がございますので、ここで一度退席させていただきます。

【　梅田市長　退室　】

野口課長補佐　　皆様、お待たせいたしました。

野口課長補佐	それでは、本日の配布資料を確認させていただきます。 本日の資料は、次第を含めまして、全部で６点でございます。 １点目といたしまして、 「令和３年度第３回久喜市都市計画審議会　次第」 ２点目といたしまして、 「議案第１号　久喜都市計画生産緑地地区の変更について（久喜市決定）」 ３点目といたしまして、 「議案第２号　久喜都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更について（久喜市決定）」 ４点目といたしまして、 「議案第３号　都市計画法第３４条第１２号に基づく産業系区域の見直しについて」 ５点目といたしまして、 「報告１　地番図に浸水想定区域データを重ねた図面（修正前、修正後）」 ６点目といたしまして、 「報告２　お知らせ　久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第３条第１項の規定に基づく区域（都市計画法第３４条第１１号に基づく区域）の見直しに係る経過措置について」 以上でございます。 なお、次第、議案第１号、議案第２号及び議案第３号の資料につきましては、事前に送付させていただいております。 資料に不足等がございましたら、お申し出いただければと存じます。
各委員	【　資料確認　】
野口課長補佐	それでは、次第４の「議事」に移らせていただきます。

野口課長補佐	本会議の議事進行につきましては、久喜市都市計画審議会条例第６条第１項の規定により、高沢会長が会議の議長となります。 高沢会長、よろしくお願いいたします。
高沢議長	それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をお願いいたします。 ただ今、梅田市長から諮問をいただきました議案につきまして、審議に移ります。 本日の議案につきましては、久喜都市計画生産緑地地区の変更のほか、２件でございます。 それぞれ慎重なご審議をいただきたいと存じます。 はじめに、「議案第１号　久喜都市計画生産緑地地区の変更（久喜市決定）」について、事務局から説明をお願いします。
吉澤課長補佐	公園緑地課の吉澤でございます。 「議案第１号　久喜都市計画生産緑地地区の変更（久喜市決定）」について、お手元の資料に基づきまして、ご説明申し上げます。 お手元の資料「久喜都市計画生産緑地地区の変更（久喜市決定）」と「変更概要書」を併せてご覧ください。 本日、ご審議いただく案件は、「第２４号、第２５号及び第３４号生産緑地地区の変更について」でございます。 これらの生産緑地地区につきましては、相続の発生に伴い、相続人である土地所有者から生産緑地法第１０条の規定に基づき、市に対しまして、買い取りの申し出があった土地でございます。 この申し出に伴い、まず、公共用地として活用することを検討したところですが、現時点において、具体的な土地利用の計画がないことから、相続人である土地所有者に対しまして、「買い取ることができない旨」を回答したところでございます。

吉澤課長補佐	その後、農業委員会の協力を得て、農業従事者への土地取得の斡旋等に努めたところですが、代わりの農業従事者が見つからなかったため、生産緑地法第１４条の規定に基づき、生産緑地としての行為制限が解除されましたことから、地区全体を廃止するものでございます。 続きまして、廃止する生産緑地地区の概要について、順次ご説明いたします。資料の「変更概要図」の１枚目をご覧ください。 こちらは、生産緑地地区の位置や変更内容などを示した「概要図」でございますが、黄色に着色した箇所が、今回廃止する「第２４号及び第２５号生産緑地地区」でございます。 これらの生産緑地地区は、栗原１丁目に位置しておりまして、当該地の北側には、栗原児童公園がございます。 図面に黄色に着色したもののうち左側が「第２４号生産緑地地区」であり、面積は、約０．１８ヘクタールでございます。 右側が「第２５号生産緑地地区」であり、面積は、約０．０９ヘクタールでございます。 次に、資料の「変更概要図」の２枚目をご覧ください。 こちらは、別の地域の概要図となっておりまして、この黄色に着色した箇所が、今回廃止する「第３４号生産緑地地区」でございます。 この生産緑地地区は、青毛２丁目に位置しておりまして、面積は、約０．０７ヘクタールで北側にエンゼル公園がございます。 続きまして、当該生産緑地地区の変更に係る都市計画案の縦覧結果をご報告申し上げます。 令和３年１２月８日から１２月２２日までの２週間、都市計画法第１７条の規定に基づく都市計画案の縦覧を行いましたところ、縦覧者、意見書の提出、ともに「なし」という結果でございました。 議案第１号の説明は以上でございます。

吉澤課長補佐　　ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

高沢議長　　ありがとうございました。

それでは、「議案第１号　久喜都市計画生産緑地地区の変更（久喜市決定）」について、皆様からご質問等はございますか。

田島委員　　はい。

高沢議長　　田島委員、どうぞ。

田島委員　　ご説明ありがとうございました。

私は、生産緑地地区の廃止に関して、反対という意見ではございませんが、生産緑地地区は、市街化区域内における緑地の確保につながることから、都市環境の向上や延焼防止といった機能を有するという側面で、非常に重要な都市計画であるという認識を持っております。

しかし、本議案のように、このまま生産緑地地区の廃止が続いてしまうと、全ての地区が無くなることが考えられます。

市街化区域内の緑地が失われてしまうというおそれがある中で、今後、久喜市は生産緑地地区の活用について、どのようなことを考えているのか、補足の説明をいただければと思います。

高沢議長　　それでは、事務局より説明をお願いいたします。

吉澤課長補佐　　生産緑地地区につきましては、田島委員のご質問にあったとおり、市街化区域内における緑地の確保や農業の振興、延焼防止等の機能を有しております。そのため、生産緑地地区を適切に保全することは、良好な都市環境を形成するうえで、大変有効であると考えております。

また、現在指定されている生産緑地地区のうち、都市計画決定から３０年を経過する生産緑地地区の土地所有者に対して、「特定生産緑地地区」の指定に関する意向を確認したところ、指定を望む方が大勢おりました。

このような状況を踏まえ、可能な限り、生産緑地地区を残していくことができますよう、対策を検討してまいりたいと考えております。

高沢議長　　ありがとうございました。

田島委員、ただ今の事務局の説明でいかがでしょうか。

田島委員　　結構です。

高沢議長　　そのほかに、ご質問等はございますか。

皆様、よろしいでしょうか。

それでは、採決に移ります。

本審議会に諮問されました、「議案第１号　久喜都市計画生産緑地地区の変更（久喜市決定）」について、原案に賛成することにご異議はございますか。

各委員　　【　「異議なし」の声　】

高沢議長　　「異議なし」と認め、議案第１号につきましては、原案に賛成することとして、答申することに決定いたします。

続きまして、「議案第２号　久喜都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更（久喜市決定）」について、事務局から説明をお願いいたします。

髙山主任　　資源循環推進課の髙山でございます。

私からは、新たなごみ処理施設の建設に伴う久喜都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更について、ご説明いたします。

はじめに、ごみ処理施設の整備にあたりましては、建築基準法第５１条におきまして、「ごみ焼却場は都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない」と定められております。

そのようなことから、新たなごみ処理施設の位置などを本審議会でご審議いただくものでございます。

それでは、建設地からご説明させていただきます。資料が前後し申し訳ございませんが、資料５枚目の「総括図」をご覧ください。

新たなごみ処理施設の建設地は、赤線で囲った区域でございまして、久喜

髙山主任	市菖蒲町台字向野地内、現在の「菖蒲清掃センター」の敷地を拡張した区域でございます。 なお、図面には示しておりませんが、本市には現在３箇所のごみ処理施設がございまして、「菖蒲清掃センター」のほかに、久喜地区内に「久喜宮代清掃センター」、鷲宮地区内に「八甫清掃センター」がございます。 次に６枚目の「計画図」をご覧ください。 こちらは、先ほどの総括図の赤枠部分を拡大した図面となっております。黒線で囲まれた部分が、現在の「菖蒲清掃センター」の区域でございまして、赤線で囲まれた部分が、拡張後の区域となっております。 続きまして、資料２枚目の「久喜都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更（久喜市決定）」をご覧ください。 都市計画の変更の概要をご説明させていただきます。 なお、皆様にご審議いただく内容は、こちらの表に記載された内容でございます。 はじめに、名称は「久喜市ごみ処理センター」になります。なお、この名称はあくまでも都市計画上での使用と考えております。 次に、位置は久喜市菖蒲町台字向野でございまして、面積は敷地を拡張し、約４．１ヘクタールとなります。処理能力は参考となりますが、ごみ焼却能力が１日１５５トン、ごみ処理能力が１日１１トンとなります。 続いて、変更点についてご説明させていただきます。資料４枚目の「新旧対照表」をご覧ください。 先ほどご説明させていただいた内容が「新」、現在の都市計画決定されている内容が「旧」に記されております。 本議案は、現在都市計画決定されております、「菖蒲清掃センター」の内容を、「新」の欄の内容に変更するものでございます。 続きまして、変更の理由についてご説明させていただきます。先ほどの資

髙山主任	料２枚目にお戻りください。 本市では、現在、「久喜宮代清掃センター」、「菖蒲清掃センター」、「八甫清掃センター」の３つの清掃センターでごみ処理を行っておりますが、いずれの施設も稼働開始から長い年月が経過し、老朽化等の課題を抱えている状況にございます。 このため、本市では、安全で安定した廃棄物処理を継続するため、３施設を集約し、久喜市全域のごみ処理を行う、新たなごみ処理施設を整備することとしております。 新たなごみ処理施設の整備にあたりましては、既存施設を稼働させながら整備する計画としておりますが、現状の敷地面積では新たな施設を建設するための土地が不足していることから、名称の変更とともに、区域を拡張するものでございます。 なお、資料３枚目の「理由書」につきましては、都市計画法の手続において使用した法定図書となりますので、参考に添付させていただいたものでございます。記載内容については、これまでご説明した内容と同じでございますので、説明は割愛させていただきます。 なお、本審議に先立ちまして、都市計画法に基づく手続といたしまして、令和３年９月に、法第１６条に基づく原案の閲覧、また、令和３年１２月に、法第１７条に基づく案の縦覧を実施いたしましたところ、意見書の提出はいずれもございませんでした。 最後に、今後の予定でございますが、本議案について答申をいただけましたら、令和４年３月中に都市計画変更の告示をさせていただく予定でございます。 また、ごみ処理施設の整備スケジュールといたしましては、現在、施設の整備を行う事業者の選定を進めており、令和４年度中に事業者が決定する予定となっております。

髙山主任	その後、令和５年度から令和８年度までの４年間で建設工事を行いまして、令和９年度の稼働を予定しております。 以上で議案第２号の説明を終わります。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
高沢議長	ありがとうございました。 それでは、「議案第２号　久喜都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更（久喜市決定）」について、皆様からご質問等はございますか。 皆様からのご質問等が無いようですので、採決に移りたいと思います。 本審議会に諮問されました、「議案第２号　久喜都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更（久喜市決定）」について、賛成することにご異議はございませんか。
各委員	【　「異議なし」の声　】
高沢議長	「異議なし」と認め、議案第２号につきましては、原案に賛成することとして、答申することに決定いたします。 次に、「議案第３号　都市計画法第３４条第１２号に基づく産業系区域の見直し」について、事務局より説明をお願いいたします。
糀谷担当主査	都市計画課の糀谷と申します。 私からは、「議案第３号　都市計画法第３４条第１２号に基づく産業系区域の見直し」につきまして、ご説明いたします。 本市が現在指定している産業系区域は、合併前の各地区の区域をそのまま継承しているため、合併後の土地利用構想や現時点における企業立地の需要と合致せず、産業系区域の多くの土地が利用されていない状況にあります。 また、現在の指定区域外において、土地利用の相談が増加するなど、新たな需要が生じております。 このような状況に対応するため、産業系区域の見直しを行うものでございます。

糀谷担当主査	この見直しにあたりましては、令和２年度から令和３年度にかけて、委員の皆様に３回ご審議をいただき、その過程でいただきましたご意見等を踏まえながら、慎重に検討を重ねてまいりました。 また、市民の皆様には、８月に開催した栗橋地区及び鷲宮地区での住民説明会や、１０月から１１月にかけて実施したパブリックコメントを経て、ご意見を伺ってきたところでございます。 それでは、議案の内容について、ご説明申し上げます。 これまでもご説明してまいりましたが、産業系区域とは、市街化調整区域のうち、市の総合振興計画に即して、流通業務施設、工業施設又は商業施設の建築が認められる区域として、「久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」第５条第１項第１号の規定により、市が指定した区域をいいます。 本議案につきましては、同条例第５条の規定により、現行の区域を変更しようとするときは、あらかじめ久喜市都市計画審議会の意見を聴くものとするとの定めにより、ご意見を伺うものでございます。 それでは、議案書の表紙をめくっていただき、３枚目の「久喜市区域指定図　都市計画法第３４条第１２号に基づく産業系区域」をご覧いただきたいと存じます。 この図面につきましては、変更する土地の区域を表しており、赤色に着色している区域が新たに指定する区域、青色に着色している区域が廃止する区域を示しております。 はじめに、廃止する区域についてご説明申し上げます。 また、この図面と併せて、議案書の１枚目、「１　廃止する土地の区域、予定建築物の用途、面積」もご覧いただきたいと存じます。 １箇所目は、図面の上部にあります、青の①、高柳地区です。廃止する土地の区域は、高柳の一部及び佐間の一部、予定建築物の用途は工業施設、廃

糀谷担当主査	止する区域面積は約３２．７ヘクタールです。 ２箇所目は、やや下に移りまして、青の②、八甫地区です。廃止する土地の区域は、八甫の一部及び東大輪の一部、予定建築物の用途は流通業務施設、廃止する区域面積は約２．６ヘクタールです。 ３箇所目は、図面の右側、青の③、上川崎地区です。廃止する土地の区域は、上川崎の一部、予定建築物の用途は工業施設、廃止する区域面積は約９．３ヘクタールです。 以上の３地区において、廃止する区域面積の合計は、約４４．６ヘクタールです。 次に、新たに指定する土地の区域についてご説明申し上げます。 また、この図面と併せて、議案書の２枚目、「２　新たに指定する土地の区域、予定建築物の用途、面積」をご覧いただきたいと存じます。 １箇所目は、図面の上部にあります、赤の①、高柳字溜井地区です。新たに指定する土地の区域は、高柳の一部、予定建築物の用途は流通業務施設、指定する区域面積は約５．６ヘクタールです。 ２箇所目は、やや下に移りまして、赤の②、西大輪地区です。新たに指定する土地の区域は、西大輪の一部、予定建築物の用途は流通業務施設、指定する区域面積は約２．０ヘクタールです。 ３箇所目は、図面の左側、赤の③、北中曽根地区です。新たに指定する土地の区域は、北中曽根の一部、予定建築物の用途は流通業務施設、指定する区域面積は約０．５ヘクタールです。 ４箇所目は、図面の下部にあります、赤の④、原地区です。新たに指定する土地の区域は、原の一部、予定建築物の用途は流通業務施設、指定する区域面積は約４．２ヘクタールです。 ５箇所目は、図面の右側、赤の⑤、吉羽地区です。新たに指定する土地の区域は、吉羽の一部及び西の一部、予定建築物の用途は商業施設、指定する

糀谷担当主査	区域面積は約２．５ヘクタールです。 以上の５地区において、新たに指定する区域面積の合計は、約１４．８ヘクタールです。 続きまして、区域の見直しの理由でございます。 議案書の２枚目、「３　変更理由」をご覧いただきたいと存じます。 今回の見直しにつきましては、「久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第５条第１項第１号」の規定に係る指定運用方針に基づき、産業系の土地利用が見込めない区域等を廃止するものでございます。 また、同方針に定める基準を満たし、かつ、確実に産業系の土地利用が図られると認められる土地を新たに指定するものでございます。 なお、本日の審議会の後、令和４年３月中に変更の告示を行い、令和４年４月１日から、見直し後の区域で運用を開始してまいりたいと考えております。 以上が、議案第３号「都市計画法第３４条第１２号に基づく産業系区域の見直しについて」でございます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
高沢議長	ありがとうございました。 それでは、「議案第３号　都市計画法第３４条第１２号に基づく産業系区域の見直し」について、皆様からご意見やご質問をお受けいたします。
宮﨑委員	はい。
高沢議長	宮﨑委員、どうぞ。
宮﨑委員	新たに産業系の区域指定を予定している北中曽根地区ですが、産業系区域の指定に関する条件によりますと、４車線の道路や、国道や県道等の道路幅員１２メートル以上で整備されていることなどが挙げられています。 同地区につきましては、第１回、第２回の都市計画審議会において、事務局より県道川越栗橋線の整備状況に関する説明があり、県も道路整備を進め

宮﨑委員　　ていくという説明がございました。

　これは私からの要望になりますが、早期に道路整備をしていただけるよう、引き続き、県と調整を進めていただきたいと思います。

　よろしくお願いいたします。

高沢議長　　宮﨑委員、それは要望ということでよろしいですね。

宮﨑委員　　結構です。

高沢議長　　それでは、早期に道路整備を実現できますように、引き続き、市から県へ要望していただきたいと思います。

　そのほかに、ご意見、ご質問はございますか。

　ご意見やご質問が無ければ、議案第３号の質疑は以上となります。

　それでは、本審議会に諮問されました、「議案第３号　都市計画法第３４条第１２号に基づく産業系区域の見直し」につきましては、ご意見は無いようですので、「意見なし」として回答することに、ご異議はございませんか。

各委員　　【　「異議なし」の声　】

高沢議長　　「異議なし」と認め、議案第３号につきましては、「意見なし」として回答することに決定いたしました。

　それでは、本日の議案審議は以上となります。

　ここで、少し休憩を取らせていただきます。

　これから、事務局が答申書の案文を作成しますので、１４時４５分まで休憩とさせていただきます。

　【　休憩・梅田市長　入室　】

高沢議長　　それでは、再開いたします。

　事務局から答申書の案文をお配りいたします。

事務局　　【　答申書の案文を各委員に配布　】

高沢議長　　それでは、答申書の案文について、事務局から説明をお願いいたします。

野口課長補佐　　皆様にお配りしました答申書の案文につきまして、ご説明いたします。

先ほど、皆様にご審議いただきました結果を踏まえまして、議案第１号及び議案第２号は「賛成」、議案第３号は「意見なし」として、答申する内容としてございます。

高沢議長　　ありがとうございました。

皆様、この答申書の内容でよろしいでしょうか。

各委員　　【　「異議なし」の声　】

高沢議長　　それでは、この内容で答申及び回答とさせていただきます。

野口課長補佐　　ありがとうございました。

それでは、次第５の「答申」に移らせていただきます。

恐れ入りますが、高沢会長と梅田市長におかれましては、机の前にご移動をお願いいたします。

【　高沢会長が答申書を読み上げ、梅田市長に手渡す　】

野口課長補佐　　ありがとうございました。

ここで、梅田市長から皆様へお礼を申し上げます。

梅田市長　　【　梅田市長　お礼の挨拶　】

野口課長補佐　　ありがとうございました。

ここで、梅田市長におかれましては、別の公務がございますので、誠に申し訳ございませんが、退席させていただきます。

【　梅田市長　退室　】

野口課長補佐　　お待たせいたしました。

それでは、次第６の「報告」でございます。

引き続き、高沢会長に進行をお願いいたします。

高沢議長　　それでは、会議を進めてまいります。

次第６の「報告」といたしまして、「都市計画法の改正に伴う市街化調整区域における開発許可の厳格化」について、事務局より説明をお願いいたし

高沢議長	ます。
保渡山課長補佐	都市計画課の保渡山と申します。 私から、「都市計画法の改正に伴う市街化調整区域における開発許可の厳格化」につきまして、ご説明いたします。 都市計画法の改正に伴う市街化調整区域における開発許可の厳格化に関して、都市計画法第３４条第１１号区域及び第１２号区域から除外となる土地の区域を示す図面の作成を進めているところでございますが、現在の進捗状況等をご説明させていただきます。 はじめに、報告資料１の１枚目をご覧いただきたいと存じます。 この資料につきましては、都市計画法第３４条第１１号の区域を示す地番図に、利根川、荒川、江戸川、小山川、中川の浸水想定区域データを重ねた図面となっており、図面の中で茶色に着色されている箇所が１１号区域、水色に着色されている箇所が、想定浸水深が３メートル以上となる浸水想定区域となっております。 続きまして、２枚目の図面をご覧いただきたいと存じます。 この資料につきましては、筆の面積に含まれる浸水想定区域面積の割合に関する基準を設けて、筆単位で浸水想定区域に該当するか否かを判断したものでございます。 具体的な判断基準を申し上げますと、１枚目の修正前と表記されている図面の中で、赤の丸で囲まれた筆につきましては、筆の面積に含まれる浸水想定区域面積の割合が４０パーセント以下であることから、２枚目の修正後と表記されている図面において、浸水想定区域に該当しないと判断した筆でございます。 次に、青の丸で囲まれた筆につきましては、筆の面積に含まれる浸水想定区域面積の割合が４０パーセントを超えることから、修正後の図面において、浸水想定区域に該当すると判断した筆でございます。

保渡山課長補佐	最後に、緑の丸で囲まれた筆につきましては、開発許可を受けて、開発工事の完了検査が行われた筆となっております。 今回の図面の作成に使用する浸水想定区域データにつきましては、河川ごとに作成年月日が異なっており、一番古いデータが平成２８年５月３０日となっております。 そのようなことから、平成２８年４月１日以降に開発工事の完了検査が行われた筆につきましては、浸水想定区域データ作成時の状況と現在の状況が異なることが明らかであることから、開発許可申請書類に添付されている図面を基に、職員が現地の状況をよく確認し、開発工事が行われた敷地の高さが、接道となる道路の高さ以上になっていると判断した上で、浸水想定区域に該当しないとしたところでございます。 また、浸水想定区域の範囲につきましては、前回の都市計画審議会において、地番、道路や水路等の地形地物で定めることを考えているとのご説明をさせていただきましたが、公正、公平な判断基準を設けるべきとのご意見をいただきましたことから、部内で調整を行い、筆の面積に含まれる浸水想定区域面積の割合を４０パーセントと定めて図面の作成を進めているところでございます。 なお、４０パーセントという基準につきましては、本市の市街化調整区域における一般的な建蔽率、具体的には、建物を建築する際に、敷地の面積に対して、建物を建築することが可能となる割合が６０パーセントであることから、残りの空地として確保する必要がある割合の４０パーセントを、３メートル以上浸水するかどうかを判断する基準として採用したところでございます。 続きまして、今後の予定でございます。 地番図に浸水想定区域を重ねた図面につきましては、３月中旬にホームページや窓口において公表する予定でございます。

保渡山課長補佐　また、都市計画法第３４条第１１号に基づく開発許可申請等については、令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで１年間の経過措置を設けることから、窓口及びホームページにて、報告資料２のとおり、申請手続に関する提出期限を定めることを周知してまいりたいと考えております。

以上が、「都市計画法の改正に伴う市街化調整区域における開発許可の厳格化について」でございます。

よろしくお願いいたします。

高沢議長　ありがとうございました。

それでは、「都市計画法の改正に伴う市街化調整区域における開発許可の厳格化」について、皆様からご質問等はございますか。

青木委員　はい。

高沢議長　青木委員、どうぞ。

青木委員　本日、配布されました報告２について、公表時期は決まっているのでしょうか。

高沢議長　それでは、事務局より説明をお願いいたします。

保渡山課長補佐　青木委員の質問に対しまして、お答えいたします。

こちらの資料につきましては、皆様のご了解をいただければ、明日以降、窓口や市ホームページで公開したいと考えております。

高沢議長　青木委員、ただ今の事務局の説明でいかがでしょうか。

青木委員　ご説明ありがとうございました。

もう一点、質問させていただきます。

久喜市は、開発許可申請に一定の経過措置を設けるため、これから申請件数が増えるのでは、と考えます。それに伴い、職員を増員する予定があるのでしょうか。

高沢議長　それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

田辺課長　人事に関することなので、なかなかお答えにくい部分もございますが、私

田辺課長　　から回答させていただきます。

開発許可事務の担当職員の確保にあたりましては、現在の業務量や来年度に見込まれる申請件数などを考慮し、必要な職員数を確保することができますよう、所属長として人事課とのヒアリングの機会等を通じて調整しているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

高沢議長　　ありがとうございました。

青木委員、ただ今の事務局の説明でいかがでしょうか。

青木委員　　ご説明ありがとうございました。

高沢議長　　そのほか、ご質問等はございますか。ご質問が無ければ、本日予定しておりました議事等はすべて終了いたしました。

これをもちまして、議長の職を解かせていただきます。

議事の進行にあたり、皆様のご協力に深く感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

野口課長補佐　　ありがとうございました。

続きまして、次第７の「その他」について、事務連絡を申し上げます。

本審議会の委員の任期につきまして、ご説明させていただきます。

本審議会の委員の任期につきましては、久喜市都市計画審議会条例第３条の規定に基づき、２年と定められているため、皆様の任期は、令和４年８月２４日をもって満了となります。

そのため、令和４年度になりましたら、新たな委員の委嘱に向けまして、関係機関等への委員推薦の依頼などの手続を進めてまいります。

なお、公募委員の募集にあたりましては、広報くき５月号や市ホームページ、市民参加コーナーにおいて、ご案内させていただく予定でございます。

事務連絡は、以上となります。

それでは、次第８の「閉会」にあたり、岡崎副会長からご挨拶をいただきたいと存じます。

野口課長補佐	岡崎副会長、よろしくお願いいたします。
岡崎副会長	【　岡崎副会長　挨拶　】
野口課長補佐	ありがとうございました。 以上をもちまして、「令和３年度第３回久喜市都市計画審議会」を閉会させていただきます。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和４年３月２３日

会長　高　沢　清　史